

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程改正の概要

1 改正理由

報酬特例を継続するために所要の改正を行うものである。

2 改正の要点

- ・ 報酬の特例について（附則関係）
 - ① 常勤の役員等の基本給月額の2%減額を平成28年3月31日まで継続する。
 - ② ①の改正に伴い、平成23年改正附則第3項（常勤の役員等のうち理事長及び副理事長の報酬に関する特例（理事長14%カット 副理事長6%カット）を定めた規定）に関する規定整備を行う。

3 施行期日

平成27年3月25日